産官学フォーラム

統合報告とサステナビリティ開示のコンテクスト から捉える人的資本開示

公認会計士 森 洋一

1. 統合報告・サステナビリティ開示に関する進展

2. 人的資本開示

3. 経営・ガバナンスと企業開示

我が国における統合報告・サステナビリティ開示の進展

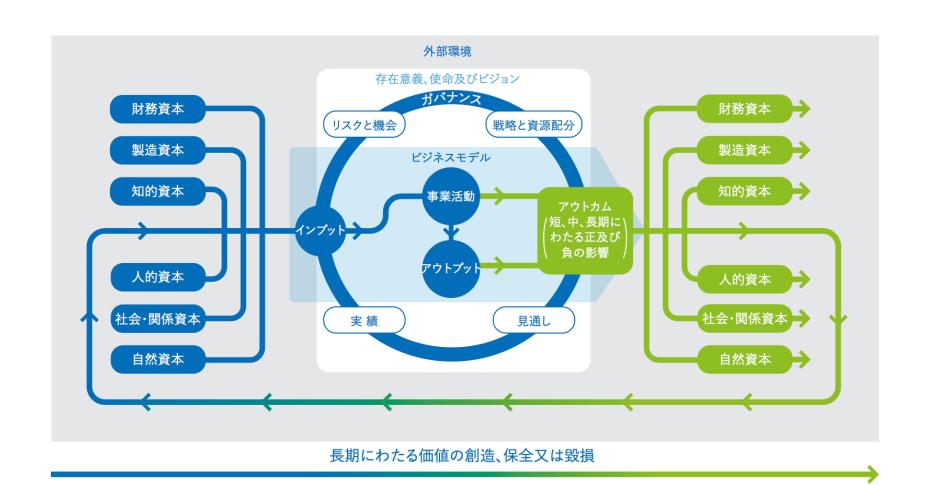




→財務・サステナビリティを含む長期的・包括的な企業価値を投資家に向けて伝える取り組み

2020s ~サステナビリティ開示の基準設定本格化1020s ~有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の充実

IIRC 国際統合報告フレームワークにおける価値創造概念



サステナビリティ開示に関する制度・基準関連動向

IFRS財団: IFRSサステナビリティ基準の策定

- 2021年11月にISSB設置
- 2023年6月に第1弾(全般要求事項+気候開示基準)の策定完了
- 気候以外のテーマについては、順次検討開始(アジェンダ・コンサルテーション実施)

欧州(EU): CSRD(企業サステナビリティ報告指令)

- サステナブル・ファイナンス推進の観点から、非財務情報開示について制度整備
- 欧州版サステナビリティ基準(ESRS)の発行
- 域外企業要請
- 第三者保証(認定された監査人・保証提供者)

米国: SECが気候関連開示の高度化と基準化を提案

- SEC提出書類における気候関連情報(ガバナンス、リスク、財務的影響、GHG排出量情報等)の開示を要請
- カリフォルニア州において気候開示に関する独自要請

日本: 制度整備、国内基準整備に向けて進展

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示に関する要請追加(開示府令の改正)
- FASF(財務会計基準機構)にSSBJ(サステナビリティ基準委員会)を設置

グローバル基準設定と 各法域における制度化・基準設定が並行して進展

Е

グローバルに一貫したサステナビリティ開示実現にむけた取り組み



SIFRS®

IAASB

グローバル

各国アドプションの 推奨

ベースライン開示基準 の開発

国際保証基準 の開発

政府

各法域

制度設計・導入 基準の決定 グローバル基準の直接採用 or

整合的な法域基準の策定

ISSB IFRSサステナビリティ開示基準

リスク機会・指標の決定に際し、 「参照・考慮」が求められる 業種別ガイダンス

IFRS S1 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般要求事項

2023年6月公表

S1基準

用語集

適用

ガイダンス

サステナビリティ開示に共通して要求される事項を規定

- 報告目的 [Why]
- コアコンテンツ[What]
- 全般的特徵 [How]
- 準拠表明



IFRS S2 気候関連開示

2023年6月公表

S2基準

用語集

適用 ガイダンス

気候関連のリスク・機会に特化した要求事項を規定

- 報告目的 [Why]
- コアコンテンツ[What]

SASB スタンダード

気候開示 産業別 ガイダンス

図:筆者作成

7

IFRS S1号 開示要請

基準の目的

現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者

- ✓ 一般目的財務報告の主要な利用者が
- ✓ 企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用な
- ✓ サステナビリティ関連リスク・機会に関する情報
- の開示を企業に要求すること

<u>企業に対し、その短・中・長期のキャッシュフロー、ファイナンスへのアクセス及び資本のコスト(=企業の見通し)に影響する全てのサステナビリティ関連リスク・機会を報告することを要請。</u>

準拠表明

サステナビリティ関連財務開示が、IFRS サステナビリティ開示基準の<u>すべての関連する要求事項に準拠する企業</u>は、その<u>準拠</u>の旨の明示的かつ無限定の記述を含めなければならない。

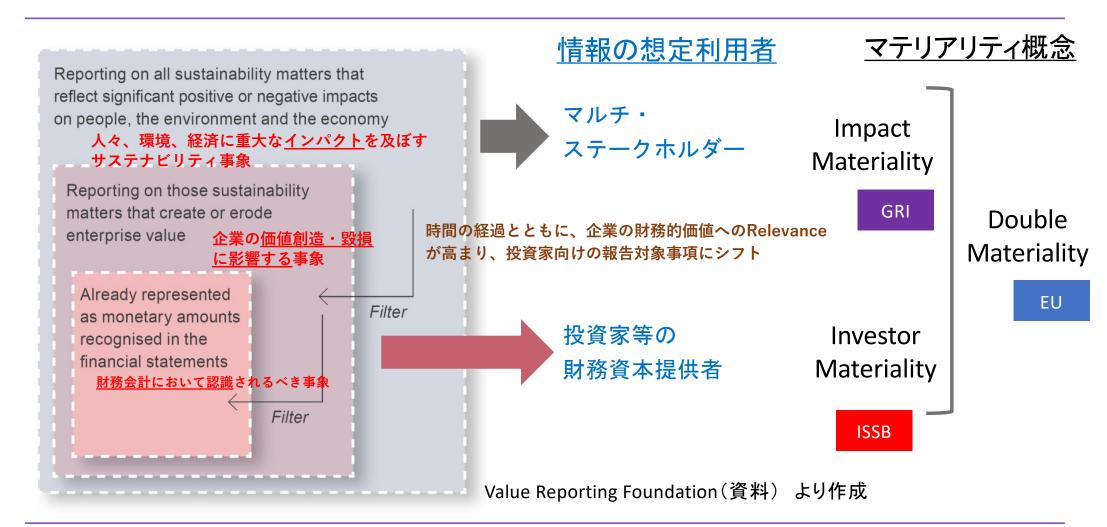
適用開始

2024年1月以降に開始する報告期間から。早期適用を妨げない。

サステナビリティ開示に関する要請(ISSB, EU)

	ISSB S1, S2	ESRS (EU)					
想定利用者 (マテリアリティ)	投資者、融資者及びその他の債権者 (→投資家ニーズに焦点)	マルチ・ステークホルダー (→ダブル・マテリアリティ)					
開示情報	サステナビリティ関連財務情報	サステナビリティ情報					
報告組織	連結グループ	連結グル一プ					
対象期間・タイミング	財務会計と同じ	(財務会計と同じ)					
開示媒体	一般目的財務報告書	マネジメント・レポート					
テーマ別基準	気候変動基準(S2)を公表 (生物多様性、人的資本、人権に関する基準開発が検討されて いる)	環境・社会・ガバナンス(ESG)を網羅					
産業別指標	SASB基準・S2産業別ガイダンス	2026年公表予定					

情報の想定利用者とマテリアリティ概念



ISSB S1: サステナビリティ関連リスク・機会

企業のビジネスモデル(事業)遂行と外部環境



企業とそのステークホルダー、社会、経済及び自然環境の間の相互作用(バリューチェーン全体)



サステナビリティ関連リスク・機会

自然、製造、知的、人的、社会及び財務の形態

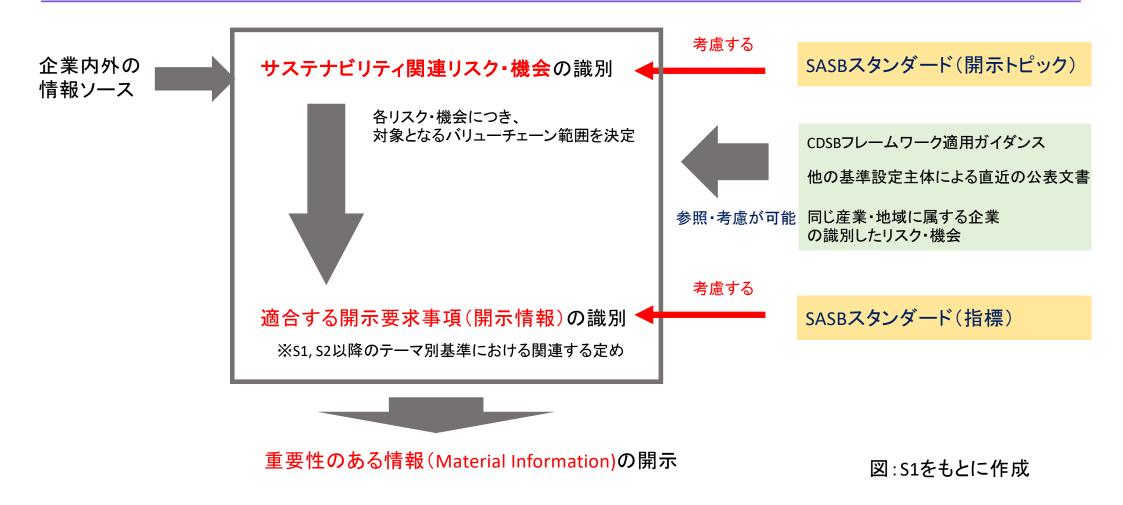
企業が、<u>資源・(他者との)関係性</u>を基盤として、事業活動を遂行し、アウトプットを生み出すことを通じて、キャッシュフローを 創出するとともに、そうした資源・関係性に<u>影響</u>を及ぼす。(S1 B2)

• プラスの影響:資源・関係性の保全、再創出、開発

_・ マイナスの影響: 資源・関係性の劣化、枯渇

図:S1をもとに作成

S1: 開示対象となる重要情報の決定



SSBJによるサステナビリティ開示に関する国内基準

SSBJ基準開発における基本的な考え方

- ▶高品質な基準
 - : 投資家の意思決定にとり有用な情報が開示されるようにするため、市場関係者の ニーズを踏まえ、適時に基準開発の要否及び基準開発の時期を検討
- ▶国際的に整合性のあるもの
 - :日本基準を、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとして開発し、これを 対外的に示す。

SSBJ サステナビリティ開示基準に関する今後の計画

基準開発計画

公開草案	2023年度中(遅くとも2024年3月31日までに)公表
確定基準	2024年度中(遅くとも2025年3月31日までに)公表

- SSBJは、ISSBの文書の規範性を整理した上で、原則としてISSBが規範性があると位置付けた文書をSSBJ基 <u>準として開発</u>する予定である。また、ISSBが規範性がないと位置付けた文書の内容について、<u>規範性がな</u> いガイダンスを公表することがある。
- SSBJでは、次の3つの視点から、確定後のISSB基準を日本に適用するにあたって必要な論点について検討を実施する予定である。

S1基準案・S2基準案に対し てSSBJからコメントを提出し た事項

ISSBの再審議によって新た に追加された要求事項 日本の制度等に合わせて 追加又は修正の検討が必 要と考えられる事項

サステナビリティ開示に関する課題

報告のタイミング

- 決算後3ヶ月以内の開示(+保証)に関する実務的な対応可能性
- 根本的には、有報発行時期と株主総会開催時期の問題。

年次報告の体系化

- 有報、会社法報告、コーポレートガバナンス報告、統合報告書(任意)と、年次報告実務が分散。
- 有報を中核としつつ、全体像と詳細データを体系的に報告する年次報告の枠組みが必要。デジタル化や英文開示も課題。

複数の制度・基準への準拠

- CSRD、ESRSを含む、複数制度・基準を満たす、年次報告書が必要。
- ISSBを中核とする相互運用性確保、グローバルベースライン確立が鍵。

財務諸表との結合的開示

- ISSB基準によって、特に財務情報と関連性の高い情報が要求された。
- 気候変動の財務的影響や気候リスク・機会関連の財務諸表情報等、結合性の確保された開示のあり方を明確化していく必要性。

報告ガバナンス・プロセス

- サステナビリティに関する情報収集、開示の作成、監督監視に関するプロセス・体制は未成熟。
- タイムリー、正確に有用な情報を作成・活用するための体制・プロセスの構築が必須。

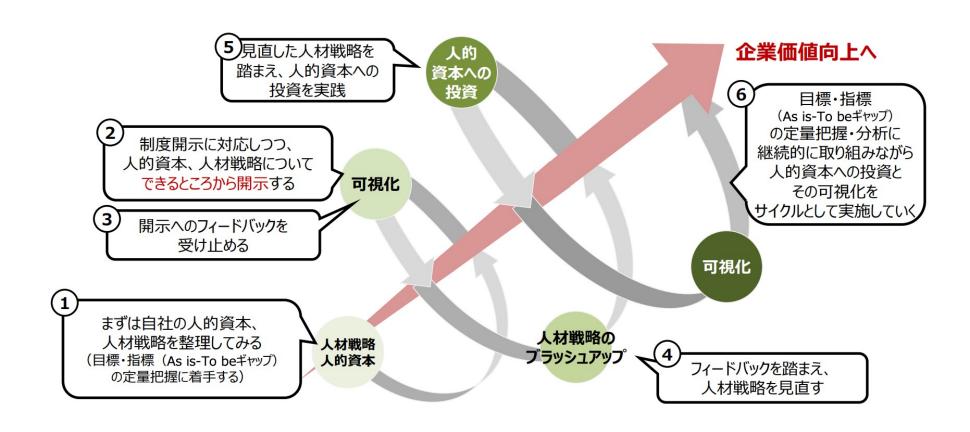
1. 統合報告・サステナビリティ開示に関する進展

2. 人的資本開示

3. 経営・ガバナンスと企業開示

人的資本可視化指針

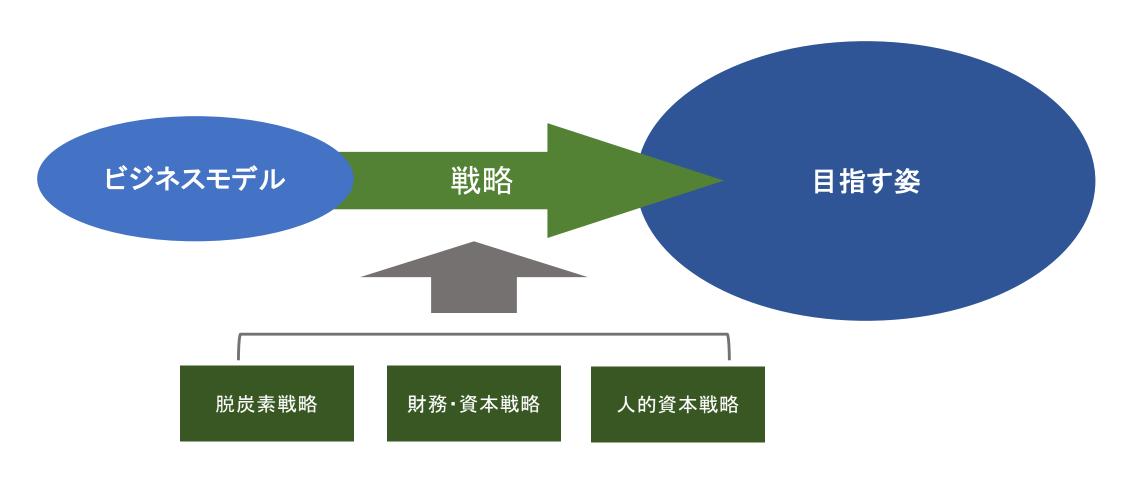
戦略・投資・開示・対話のスパイラル



(出典)内閣官房 人的資本化可視化指針

人的資本可視化指針

企業の価値創造戦略・ビジネスモデルとの一貫性



人的資本可視化指針

機会(価値向上)・リスク両面からの開示

開示事項の階層(イメージ)

	開示事項の例																	
	育成		エンゲー	流動性		ダイバーシティ		健康・安全		労働慣行					コンプラ			
リーダーシップ	一 育成	スキル/ 経験	ジメント	採用	維持	サクセッ ション	ダイバー シティ	非差別	育児 休業	精神的 健康	身体的健康	安全	労働 慣行	児童労 働/強制 労働	賃金の 公正性	福利厚生	組合との 関係	イアンス /倫理

「価値向上」の観点

「リスク」マネジメントの観点

(出典)内閣官房 人的資本化可視化指針

EU ESRS 従業員関連情報(S1)

	開示要求事項						
戦略	ステークホルダーの見解(の考慮・反映)重要なインパクト・リスク・機会と、その戦略・ビジネスモデルとの相互関係						
インパクト・リスク・機会 のマネジメント	 自社労働者に関する方針 インパクトについて、自社労働者およびその代表との対話プロセス 負のインパクトを修復するプロセスと労働者が懸念を表明するチャネル 重要な影響に関するアクションとリスク最小化・機会最大化のためのアプローチ 						
指標•目標	 重要な負の影響を管理し、重要なリスク機会を管理する観点から設定される目標 従業員の特性 非従業員労働者の特性 集団交渉権のカバー範囲と社会的対話 多様性指標 適正賃金 社会的保障 障がい者 トレーニング・能力開発指標 ワーク・ライフ・バランス指標 給与・報酬関連指標(賃金差、報酬総額) 事故、不平、重大な人権影響 						

自社バリューチェーン 労働者についても、 同様の要請

ISSB アジェンダ協議

生物多様性、生態系、生態系サービス人的資本

人権

報告における統合

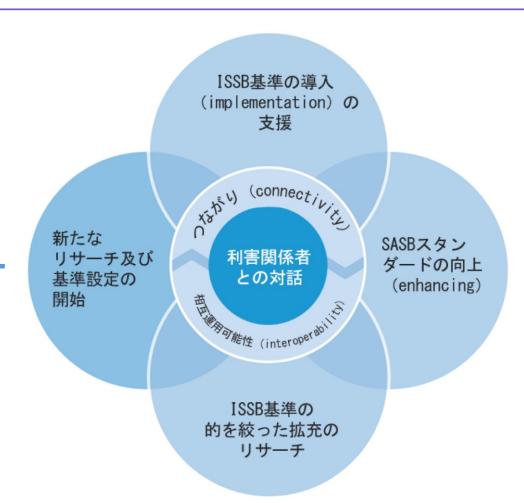


図:ISSB アジェンダ協議文書

1. 統合報告・サステナビリティ開示に関する進展

2. 人的資本開示

3. 経営・ガバナンスと企業開示

サステナビリティ開示に関する経営・ガバナンス上の対応

1. 準備

- 開示目的の明確化
- ▶ 基本事項(開示媒体、作成基準、対象情報、組織範囲、タイミング等)の決定
- ▶ 開示にかかるガバナンス体制・プロセス(DXを含む)の整備

2. 経営上の対応

- ▶ ビジネスモデルの明確化(現在・将来)
- ▶ ステークホルダー・エンゲージメント
- ▶ サステナビリティリスク・機会の特定(見直し)
- ▶ 重要リスクの影響評価
- ▶ 戦略立案とKPI(指標)決定

3. 開示情報の作成

- 開示対象情報の決定
- ▶ データ収集、指標算定、分析評価
- ▶ 記述情報(戦略、ビジネスモデル・リスク認識、ガバナンス、実績評価等)の作成



監督 監査

- 経営・開示両面に対する監督・監査
- 監査役と(独立社外)取締役の連携

サステナビリティ開示のグローバル基準設定による影響

- ・ 企業価値を起点とする開示 ・
- ・ 報告期間、組織範囲等の統一
- ・ 財務的影響の開示

・ バリューチェーン情報

・ データの充実

企業

High Quality Reporting

投資家

サステナビリティに対する企業行動を後押し

- 経営・ガバナンス上の対応充実
- 気候等リスク分析の範囲拡大&精度向上
- バリューチェーンにおけるリスク・機会の捕捉と評価
- 目標設定・実績モニタリング
- サステナビリティ情報のデジタル化と組織配置上の対応
- ビジネスモデル転換やイノベーションの加速

サステナブル・ファイナンスの推進力

- ESGリスク・機会の企業価値への影響評価
- 指標・データにもとづく分析、投資行動への反映
- インデックス、運用手法、商品の開発
- エンゲージメントや議決権行使への反映